

川西薩地区任意合併協議会

第2回会議

資 料

平成14年11月8日(金) 午後1時30分から
場所 串木野市 シーサイドガーデンさのさ

川西薩地区任意合併協議会

川西薩地区任意合併協議会第2回会議

日時：平成14年11月8日(金) 午後1時30分から 場所：シーサイドガーデンさのさ (串木野市)
--

会 次 第

- 1 開会
- 2 会長あいさつ
- 3 新委員委嘱状の交付
- 4 議事
議案第 3 号 任意合併協議会における申し合わせ事項について
議案第 4 号 合併の方式について
議案第 5 号 合併の期日について
議案第 6 号 新市の名称の決定方法について
議案第 7 号 新市の事務所の位置について
- 5 提案事項
提案第 6 号(仮称)川西薩地区法定合併協議会規約(案)について
提案第 7 号(仮称)川西薩地区法定合併協議会平成14年度事業計画(案)について
提案第 8 号(仮称)川西薩地区法定合併協議会平成14年度歳入歳出予算(案)について
提案第 9 号 事務事業一元化調整方針(案)について
提案第 10 号 新市まちづくり計画の策定方針(案)について
- 6 報告事項
(1) 合併重点支援地域の指定について
(2) 事務の進捗状況について
(3) 川西薩地区任意合併協議会市町村長調整会規程について
(4) 川西薩地区任意合併協議会幹事会規程について
(5) 川西薩地区任意合併協議会専門部会規程について
(6) 川西薩地区任意合併協議会分科会規程について
(7) 川西薩地区任意合併協議会事務局規程について
(8) 川西薩地区任意合併協議会委員等の報酬及び費用弁償等に関する規程について
(9) 川西薩地区任意合併協議会財務規程について
(10) 川西薩地区任意合併協議会会議録等閲覧に関する要綱について
- 7 その他
次回協議会の開催について
- 8 閉会

出席者名簿

協議会委員

区 分	職名	氏 名	備 考
川内市	市 長	森 卓朗	
	助 役	岩切 秀雄	
	議 長	原口 博文	欠 席
	市町村合併対策特別委員会委員長	今別府 哲矢	
串木野市	市 長	富永 茂穂	
	助 役	上醉尾 巧	
	議 長	福田 清宏	
	副議長	下迫田 良信	
樋脇町	町 長	黒瀬 一郎	
	助 役	宮脇 秀隆	
	議 長	野久尾正徳	
	副議長	帯田 博美	
入来町	町 長	福元 忠一	
	助 役	石塚 政揮	
	議 長	山本 佐敏	
	副議長	上野 一誠	
東郷町	町 長	森蘭 正堂	
	助 役	寺師 勉	
	議 長	渡辺 一徹	欠 席
	副議長	北迫 茂	
祁答院町	町 長	今村 松男	
	助 役	平田 陽一	
	議 長	瀬尾 和敬	
	副議長	肥後 耕作	
里 村	村 長	塩田 至	
	助 役	鷺山 和平	
	議 長	岸 悞	
	副議長	平嶺 道夫	
上甑村	村 長	藏元欽一郎	
	助 役	長濱 秀徳	
	議 長	村尾 幸生	
	副議長	大良 影夫	
下甑村	村 長	小倉 義富	
	助 役	春田 正親	
	議 長	江口 是彦	
	副議長	町 弘道	
鹿島村	村 長	尾崎 嗣徳	
	助 役	中野 捷	
	議 長	塩釜 三郎	
	議 員	橋野 利邦	

顧問

鹿児島県	総務部地方課長	高山 大作	欠 席
	総務部地方課 市町村合併推進室長	西中須浩一	
	川内総務事務所長	馬場 英俊	

事務局

事務局職名	氏名	所属市町村名
事務局長	田中 良二	川内市
事務局次長	南竹 一敏	串木野市
事務局次長	川野 眞司	川内市
総務広報班長	森園 一春	入来町
総務広報班員	村岡 斎哲	里 村
総務広報班員	井手上和洋	祁答院町
総務広報班員	橋口 堅	川内市
調整第1班長	棚町 健治	串木野市
調整第1班員	平 利朗	樋脇町
調整第1班員	上須田 敏秋	鹿島村
調整第2班長	奥平 幸己	東郷町
調整第2班員	大毛 昭徳	下甑村
調整第2班員	田代 健一	川内市
計画班長	古川 英利	川内市
計画班員	江口 洋	上甑村
計画班員	久徳 和久	串木野市

随行者

市町村名	職名	氏名
鹿児島県	総務部地方課 市町村合併推進室主査	徳重 秀一
鹿児島県	川内総務事務所次長	上藺 辰郎
川内市	企画財政部会長 川内市企画財政部長	平 敏孝
川内市	企画課長	上赤 勉
川内市	企画課長補佐	今吉 俊郎
川内市	企画開発係長	中山 信吾
川内市	企画開発係	角島 栄
串木野市	総務部会長 串木野市総務企画部長	富吉 光義
串木野市	住民健康福祉部会長 串木野市市民福祉部長	山下二直男
串木野市	上下水道部会長 串木野市建設部長	田中 勇造
串木野市	企画財政課長	福永 勝文
串木野市	企画財政課長補佐	満菌健士郎
串木野市	企画財政課合併対策係長	馬場 裕之
串木野市	企画財政課合併対策主事	福山 昌浩
樋脇町	総務課市町村合併対策室長	内 金雄
入来町	教育部会長 入来町教委総務課長	本田 憲證
祁答院町	総務課長	鬼塚 秀範
里 村	総務課長	平嶺 休丸
上甑村	企画課長	森尾 康彦
下甑村	総務課長	西手 正孝

議案第3号

任意合併協議会において、以下の事項について、申し合わせる。

- 1 合併の方式について
- 2 合併の目標期日について
- 3 新市の名称の決定方法について
- 4 新市の事務所の位置について

平成14年11月8日提出

川西薩地区任意合併協議会
会長 森 卓 朗

議案第 4 号

「合併の方式」に関し、以下を申し合わせる。

合併の方式については「新設合併」を基本に協議を進めることとする。

平成 1 4 年 1 1 月 8 日提出

川西薩地区任意合併協議会

会長 森 卓 朗

議案第 5 号

「合併の目標期日」に関し、以下を申し合わせる。

合併の目標期日は、平成 1 6 年 1 0 月とする。

平成 1 4 年 1 1 月 8 日提出

川西薩地区任意合併協議会
会長 森 卓 朗

議案第6号

「新市の名称の決定方法」に関し、以下を申し合わせる。

新市の名称の決定方法については、法定協議会設立後、協議会委員から選考委員を選出し、早い時期に公募を行い、公募結果をもとに協議を進めることとする。

平成14年11月8日提出

川西薩地区任意合併協議会
会長 森 卓 朗

議案第7号

「新市の事務所の位置」に関し、以下を申し合わせる。

新市の事務所（本庁）の位置については、新庁舎建設までの間は、川内市神田町3番22号とし、支所、出張所の取り扱いについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第155条に基づき、関係市町村内に置くことを基本に協議を進めることとする。

平成14年11月8日提出

川西薩地区任意合併協議会
会長 森 卓 朗

（参考：地方自治法）

第4条 地方公共団体は、その事務所の位置を定め又はこれを変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。

2 前項の事務所の位置を定め又はこれを変更するに当たっては、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない。

第155条 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、条例で、必要な地に、都道府県にあつては支庁（道にあつては支庁出張所を含む。以下これに同じ。）及び地方事務所、市町村にあつては支所又は出張所を設けることができる。

2 支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所の位置、名称及び所管区域は、条例でこれを定めなければならない。

提案第 6 号

(仮称)川西薩地区法定合併協議会規約（案）について

(仮称)川西薩地区法定合併協議会規約について別紙のとおり承認を求める。

平成 1 4 年 1 1 月 8 日提出

川西薩地区任意合併協議会
会長 森 卓 朗

(仮称)川西薩地区法定合併協議会規約 (案)

(設置)

第1条 川内市、串木野市、樋脇町、入来町、東郷町、祁答院町、里村、上甌村、下甌村及び鹿島村(以下「関係市町村」という。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号。以下「法」という。)第3条第1項の規定に基づき、合併協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(協議会の名称)

第2条 この協議会は、(仮称)川西薩地区法定合併協議会と称する。

(協議会の担任する事務)

第3条 この協議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 関係市町村の合併に関する協議
- (2) 法第5条の規定に基づく新市建設計画の作成
- (3) 関係市町村の合併に必要な調査研究
- (4) 前3号に掲げるもののほか、関係市町村の合併に関し必要な事項

(協議会の事務所の位置)

第4条 協議会の事務所は、川内市神田町3番22号川内市役所内に置く。

(組織)

第5条 協議会は、会長及び委員(副会長である委員を含む。以下同じ。)をもって組織する。

(会長及び副会長)

第6条 会長及び副会長3名は、関係市町村の首長及び議長が協議により、次条第1項各号に掲げる委員となるべき者の中から、これを選任する。

2 会長及び副会長は、非常勤とする。

(委員)

第7条 委員は次の者(前条第1項の規定により会長に選任された者を除く。)をもって充てる。

- (1) 関係市町村の首長及び助役(川内市にあっては、総務部の事務を所管する助役をいう。)。ただし、助役が欠けた場合は、関係市町村の職員のうち当該首長が指名した者1名
- (2) 関係市町村の議会の議長及び関係市町村の議員のうち当該議長が指名した者1名
- (3) 関係市町村の長が協議して定めた学識経験を有する者20名以内

2 協議会の顧問として、別表の職にある者をもって充てる。

3 委員及び顧問は、非常勤とする。

(会長及び副会長の職務)

第8条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、副会長のうちあらかじめ会長が指名した者がその職務を代理する。

(会議)

第9条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要に応じて招集する。

- 2 会議の開催場所及び日時は、会議に付すべき事項とともに、会長があらかじめ副会長及び委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第10条 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

- 2 会長は、会議の議長を務める。
- 3 前2項に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

(関係職員等の出席)

第11条 会長は、必要に応じて関係市町村の関係職員又は県職員等を会議に出席させ、説明又は助言を求めることができる。

(市町村長調整会)

第12条 会議に付議する事項のうち会長が必要と認める事項その他の事項を協議又は調整するため、協議会に關係市町村の首長で構成する市町村長調整会を置く。

- 2 市町村長調整会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(小委員会)

第13条 協議会は、担当事務の一部について調査、審議等を行うため小委員会を置くことができる。

- 2 小委員会の組織、運営その他必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

(幹事会及び専門部会)

第14条 協議会に提案する事項について協議又は調整するため、協議会に幹事会を置く。

- 2 第3条各号に掲げる事項を専門的に協議又は調整するため、幹事会に専門部会を置く。
- 3 幹事会及び専門部会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第15条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

- 2 事務局の事務に従事する職員は、關係市町村の首長が協議して定めた者をもって充てる。
- 3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担等)

第16条 協議会の運営に必要な経費は、關係市町村の負担金及びその他の収入をもって充てる。

- 2 協議会の経費は、原則として均等に負担するものとするが、必要に応じて世帯割によることができる。
- 3 協議会の会計年度は、地方公共団体の会計年度とする。

(監査)

第17条 協議会の監査は、会長、副会長の属する關係市町村以外の關係市町村の監査委員の中から2名、会長が選任し、委嘱するものとする。この場合において、監査委員は、

監査の結果を協議会に報告しなければならない。

(補則)

第18条 この規約に定めるもののほか協議会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

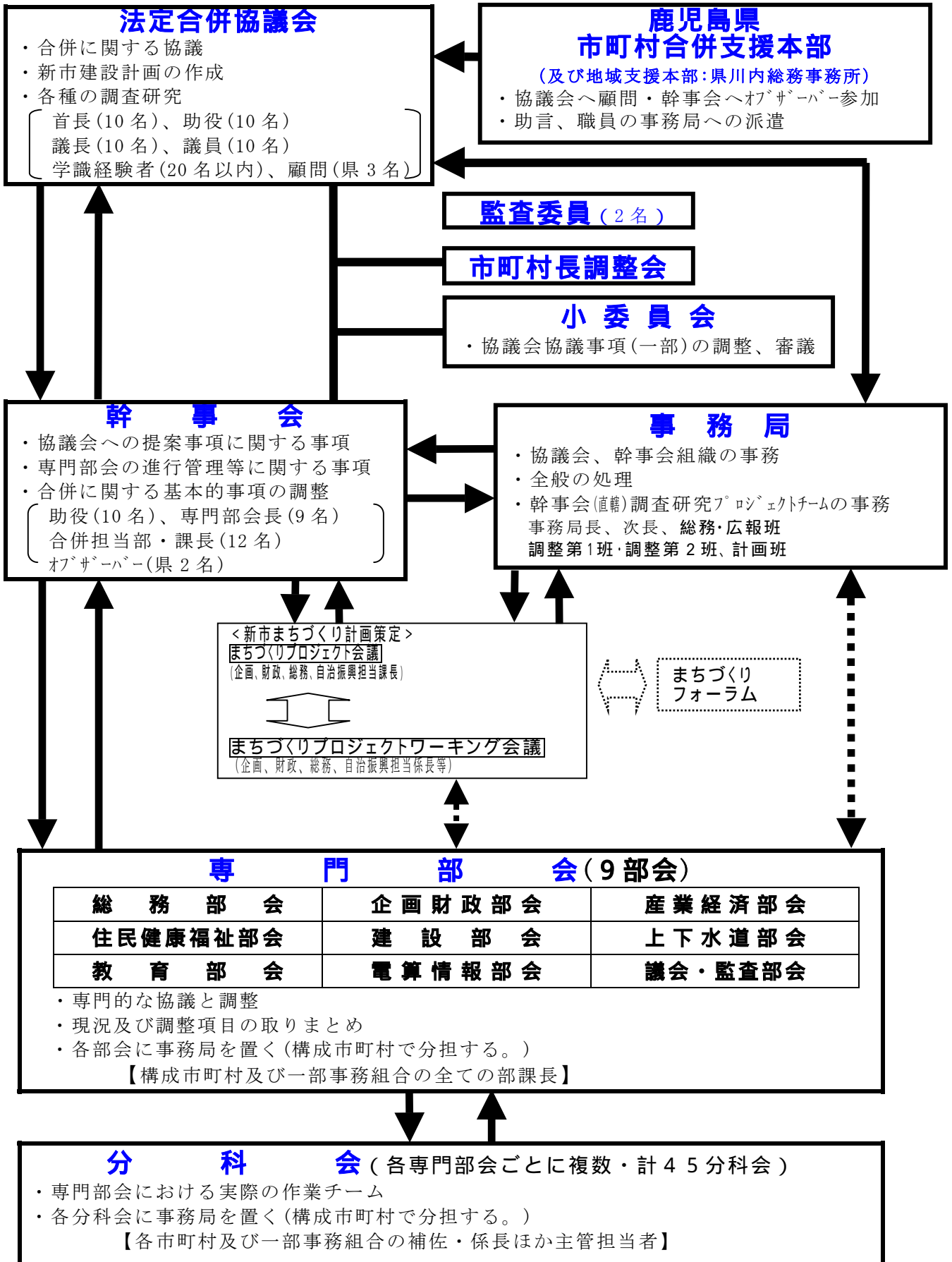
附 則

この規約は、平成14年12月25日から施行する。

別表（第7条関係）

県総務部地方課長、県総務部地方課市町村合併推進室長及び川内総務事務所長

(仮称)川西薩地区法定合併協議会組織図(案)



提案第 7 号

(仮称)川西薩地区法定合併協議会平成 1 4 年度事業計画 (案) について

(仮称)川西薩地区法定合併協議会平成 1 4 年度事業計画について別紙のとおり承認を求める。

平成 1 4 年 1 1 月 8 日提出

川西薩地区任意合併協議会
会長 森 卓 朗

(仮称)川西薩地区法定合併協議会 平成14年度事業計画(案)

時期	協議会会議	その他の業務
1月	<p>第1回会議(1/14予定)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規約の確認 ・委員委嘱状の交付 ※新市名称候補選定小委員会の設置 ・監査委員の選任について事前協議 ・会議運営規程について事前協議 ・平成14年度事業計画(案)予算(案) ・事務事業一元化調整方針(案) ・新市まちづくり計画の策定方針(案) 	<p>(1/9 第1回幹事会予定)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協議会各専門部会・分科会の発足 ・事務事業一元化に係る調整個表(比較表)の作成 ・電算現況調査の分析 ・「プロジェクト会議」設置 ・「プロジェクトワーキング会議」設置 ・「まちづくりフォーラム」設置 ・県事業の調整 ・実施計画事業の調整 ※新市名称候補選定小委員会の開催 ・「協議会だより」第1号発行
2月	<p>第2回会議(2/13予定)</p> <p>※新市名称公募方法等の承認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各規定の報告 幹事会規程、専門部会規程、事務局規程、財務規程、委員等の報酬及び費用弁償に関する規定、会議録等閲覧に関する要綱等 	<p>(2/6 第2回幹事会予定)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務事業一元化に係る調整項目分類の検討 ・「プロジェクト会議」開催 ・「プロジェクトワーキング会議」開催 ・「まちづくりフォーラム」開催 ・県事業の調整 ・実施計画事業の調整 ・各種団体への説明 ・「協議会だより」第2号発行 (2/27 第3回幹事会予定)
3月	<p>第3回会議(3/27予定)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成15年度事業計画(案) ・平成15年度予算(案) 	<ul style="list-style-type: none"> ・事務事業一元化に係る調整項目のすり合わせ着手 ・「プロジェクト会議」開催 ・「プロジェクトワーキング会議」開催 ・「まちづくりフォーラム」開催 ・県事業の調整 ・実施計画事業の調整 ・「協議会だより」第3号発行

提案第 8 号

(仮称)川西薩地区法定合併協議会平成 1 4 年度歳入歳出予算 (案) について

(仮称)川西薩地区法定合併協議会平成 1 4 年度歳入歳出予算について別紙のとおり承認を求める。

平成 1 4 年 1 1 月 8 日提出

川西薩地区任意合併協議会
会長 森 卓朗

歳入の部

(単位：千円)

科目			予算額	節		説明
款	項	目		区分	金額	
1	負担金		23,598			
	1	負担金	23,598			
		1 負担金	23,598	1 構成市町村負担金	23,598	内訳は下表参照
2	繰越金		0			
	1	繰越金	0			
		1 繰越金	0			
3	諸収入		0			
	1	諸収入	0			
		1 預金利子	0			
		2 諸収入	0			
	計		23,598		23,598	

構成市町村負担金の算出根拠

(単位：円)

市町村	世帯数	割合	負担金			備考
			世帯割分	均等割分	総額	
川内市	28,619	55.2%	978,000	2,183,000	3,161,000	
串木野市	10,138	19.6%	346,000	2,183,000	2,529,000	
樋脇町	3,087	6.0%	105,000	2,183,000	2,288,000	
入来町	2,491	4.8%	85,000	2,183,000	2,268,000	
東郷町	2,324	4.5%	79,000	2,183,000	2,262,000	
祁答院町	1,772	3.4%	60,000	2,183,000	2,243,000	
里村	623	1.2%	21,000	2,183,000	2,204,000	
上甑村	974	1.9%	33,000	2,183,000	2,216,000	
下甑村	1,346	2.6%	46,000	2,183,000	2,229,000	
鹿島村	447	0.9%	15,000	2,183,000	2,198,000	
計	51,821	100.0%	1,768,000	21,830,000	23,598,000	

世帯割分：協議会だより発行の事業費相当額

国庫補助金

合併準備補助金：構成する各市町村につきそれぞれ、500万円を上限とする定額補助(1回限りの補助)

県補助金

合併協議会運営費等補助金：法定又は任意の合併協議会の運営費等の一部について助成
(補助限度額：3年間で1市町村あたり上限250万円、補助率1/4以内)

歳出の部

(単位：千円)

科目			予算額	節		説明
款	項	目		区分	金額	
1	運営費		8,254			
	1	会議運営費	3,375			
		1 協議会会議費	2,225	報酬	312	協議会委員報酬 (学識経験者)
				旅費	570	協議会委員費用弁償 (学識経験者)
				需用費	95	会議時お茶代
				委託料	870	会議録作成委託
				使用料及び賃借料	378	会場使用料
		2 幹事会会議費	435	需用費	57	会議時お茶代
				使用料及び賃借料	378	会場使用料
		3 小委員会会議費	715	報酬	208	新市名称選定小委員会委員報酬
				旅費	380	新市名称選定小委員会委員費用弁償
				需用費	21	会議時お茶代
				使用料及び賃借料	106	会場使用料
	2	事務局費	4,879			
		1 事務局運営費	4,879	報酬	21	監査委員報酬
				賃金	793	臨時職員
				旅費	190	事務打合せ旅費
				需用費	2,280	コピーカウンター料 消耗品、封筒印刷、燃料費
				役務費	190	通信運搬費
				使用料及び賃借料	1,405	フローア・OA機器賃借料
2	事業費		15,244			
	1	まちづくり計画費	9,580			
		1 まちづくり 計画策定事業費	9,580	委託料	9,580	新市まちづくり計画策定業務委託
	2	事務事業調整費	3,000			
		1 事務事業調整事業費	3,000	委託料	3,000	電算統合システム調査業務委託
	3	広報広聴費	2,664			
		1 広報広聴 事業費	2,664	委託料	2,664	ホームページ開設運用委託 協議会だより作成委託
3	予備費		100			
	1	予備費	100			
		1 予備費	100	予備費	100	
		計	23,598			

提案第 9 号

事務事業一元化調整方針（案）について

事務事業一元化調整方針を別紙のとおり定める。

平成 1 4 年 1 1 月 8 日提出

川西薩地区任意合併協議会
会長 森 卓 朗

事務事業一元化調整方針（案）

1．調整の目的

2市4町4村のそれぞれの行政は、これまでの長い歴史の中で構築、運営されてきており、行政のサービスや負担水準が異なっている。

仮に合併するとした場合、これを新しい市の行政サービスや負担の水準に統一する必要があるため、現在実施している事務事業・制度等を比較し、住民生活に及ぼす影響などの検討を行い、一本化するための調整案を協議する。

この場合、合併のメリットについては生かし、デメリットについては解消を図る視点が大切である。

2．基本的な事項

調整が必要な項目の協議にあたっては、これまでの2市4町4村のまちづくりの歩みを尊重するとともに、地方分権が進むなかで、今後、行政はどのようにあるべきかの視点に立ち、下記の事項を踏まえ、新市での速やかな融合一本化の促進と新たなまちづくりに結びつけていくものである。

- (1) 2市4町4村のこれまでのまちづくりの歴史に配慮しつつ、合併後も現行どおり存続させるものと一元化を図るもの及び廃止するものを区分する。その中で、一元化を図るものについては、統合するものと再編するものを区分する。（内容によっては、経過措置をとる場合もある。）
- (2) 一元化を図るもの及び廃止するものについては、合併時から実施するものと合併後一定期間をおいて実施するものに区分する。

3. 事務事業の調整方針

事務事業を調整するにあたっては、下記の基本的な方針に基づき調整するものとする。

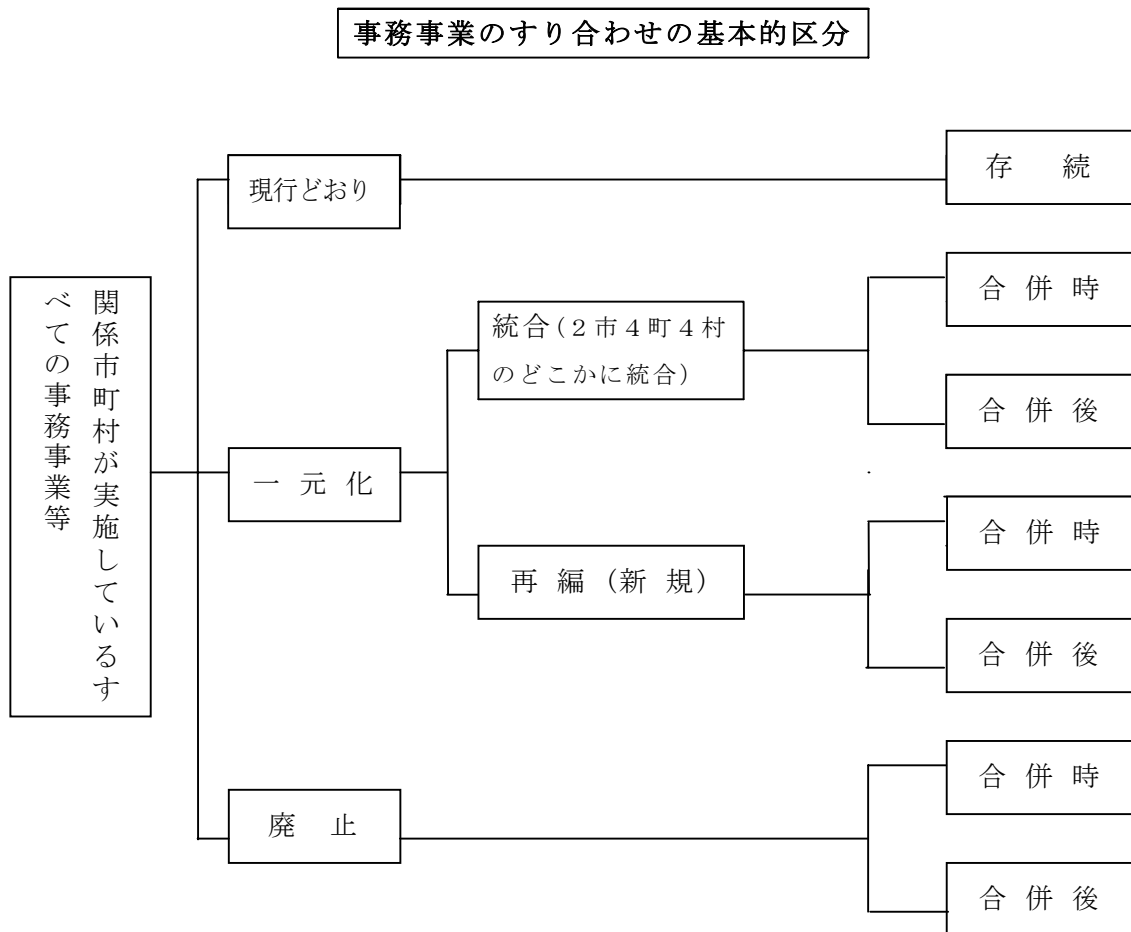
【合併協定項目協議の原則】

- (1) 住民生活に支障のないよう速やかな一体性の確保に努める。(一体性確保の原則)
住民票などの各種証明書の発行や各種申請の手続き、福祉・保健サービス、各種施設の利用など住民生活に係る事項については、住民生活に混乱をきたさないよう、速やかな一体的統一処理の確保に努めるものとする。
- (2) 行政サービス及び住民福祉の向上に努める。(住民福祉の向上の原則)
現在、2市4町4村で行っている各種行政サービスについて、そのサービスの水準に差異のあるものについては、必要なサービスの水準を低下させることなく住民福祉の向上が図られることを原則に調整に努めるものとする。
- (3) 負担公平の原則に立ち、行政格差を生じないように努める。(負担公平の原則)
地方税や手数料・使用料など住民が直接負担するものについては、その税率や料金について負担公平の原則に立ち、住民に不公平感を与えないよう十分配慮し、調整に努めるものとする。
- (4) 新市において健全な財政運営に努める。(健全な財政運営の原則)
新市の財源確保、効率的な財政運営に努め、地方分権に対応できる健全な財政運営の確立に努めるものとする。
- (5) 行政改革の観点から、事務事業の見直しに努めるものとする。(行政改革推進の原則)
現在及び今後の社会情勢変化の見通しも踏まえ「スクラップアンドビルド」の視点に立って既定計画事業も含めた事務事業の見直しに努め行政改革を推進する。
- (6) 新市の規模に見合った事務事業の見直しに努める。(適正規模準拠の原則)
2市4町4村が合併した場合、人口や面積等が拡大し、これに見合った自治体の運営が必要となるため、類似都市の状況も考慮しつつ事務事業の調整に努めるものとする。
- (7) 公共的団体などの一本化に努める。
商工会議所、観光協会など公共的団体の一本化に努めるものとする。

4 . 調整方針の分類

- ① 関係市町村同一のため現行のまま新市に引き継ぐ。
- ② 関係市町村のどれかに統合し、合併時までに調整する。
- ③ 関係市町村のどれかを基本に再編し、合併時までに調整する。(新規も含む。)
- ④ 廃止の方向で調整する。
- ⑤ 新市に移行後、速やかに調整する。

*経過措置をとる場合を含むものとする。



提案第10号

新市まちづくり計画策定の方針（案）について

「市町村の合併の特例に関する法律」（以下、合併特例法という。）により、合併協議会において作成することとされている市町村建設計画については、別紙のとおり、策定方針を定める。

なお、川西薩地区任意合併協議会においては、合併特例法上の「市町村建設計画」を「新市まちづくり計画」と称する。

平成14年11月8日提出

川西薩地区任意合併協議会
会長 森 卓 朗

【参考】市町村の合併の特例に関する法律

（市町村建設計画の作成及び変更）

第5条 市町村建設計画は、おおむね次に掲げる事項について、政令で定めるところにより、作成するものとする。

一 合併市町村の建設の基本方針

二 合併市町村又は合併市町村を包括する都道府県が実施する合併市町村の建設の根幹となるべき事業に関する事項

三 公共的施設の統合整備に関する事項

四 合併市町村の財政計画

2 市町村建設計画は、合併市町村の建設を総合的かつ効果的に推進することを目的とし、合併市町村の一体性の速やかな確立及び住民の福祉の向上等を図るとともに、合併市町村の均衡ある発展に資するよう適切に配慮されたものでなければならない。

【計画期間事例】

鹿嶋市	平成7年9月1日合併	5年間
あきる野市	平成7年9月1日合併	5年間
篠山市	平成11年4月1日合併	10年間
新潟市	平成13年1月1日合併	10年間
西東京市	平成13年1月21日合併	10年間
潮来市	平成13年4月1日合併	10年間
さいたま市	平成13年5月1日合併	5年間

新市まちづくり計画策定方針（案）

1．計画の趣旨

本計画は、市町村の合併の特例に関する法律に基づき、川内市・串木野市・樋脇町・入来町・東郷町・祁答院町・里村・上甑村・下甑村及び鹿島村（以下、「合併関係市町村」という。）の合併後の新市のまちづくりを総合的かつ効果的に推進することを目的とし、本計画を実現することにより、2市4町4村の速やかな一体化を促進し、住民福祉の向上と新市全体の均衡ある発展を図ろうとするものである。

2．計画の構成

本計画は新市を建設していくための基本方針及びこれを実現するための基本計画、実施計画、公共的施設の統合整備及び財政計画を中心として構成する。

3．計画の期間

本計画における主要事業、公共的施設の統合整備及び財政計画は、合併後、概ね10年程度の期間について定めるものとする。

4．計画の内容

- (1) 新市の基本方針を定めるに当たっては、将来を見据えた長期的視野に立つものとする。
- (2) 新たに誕生する市は面積が広大になることから、各地域の課題を把握し、その特性を活かせるような事業を、ハード、ソフトの両面にわたり効果的な事業の展開を図っていくものとする。
- (3) 公共的施設の統合整備については、合併関係市町村の住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮し、地域のバランス、さらに財政事情を考慮しながら逐次実施していくものとする。
- (4) 財政計画については、地方交付税、国や県の補助金、地方債等の依存財源を過大に見積もることなく、新市において健全な財政運営が行われるよう十分留意して策定するものとする。
- (5) 本計画の検討に際しては、住民意向を十分に踏まえるとともに、合併の効果の最大活用及び合併に伴う懸念事項への適切な対応に、十分留意して策定するものとする。
- (6) 合併関係市町村で地方自治法の規定(第2条第4項)に基づき策定されている基本構想(総合計画・総合開発計画・総合振興計画等)は、今日までの各市町村のまちづくりの方向性を示すものであるため、合併後に向けても特色のある地域づくりや事業の継続性等を考慮し、本計画は、その整合性を確保するものとする。

新市まちづくり計画の策定体制（案）

1. 組織

(1) まちづくりプロジェクト会議

- ①構成 企画、財政、総務、自治振興担当課長
- ②業務 基本方針、基本計画、実施計画の各素案の取りまとめを行う。
- ③成果 新市まちづくり計画（原案）

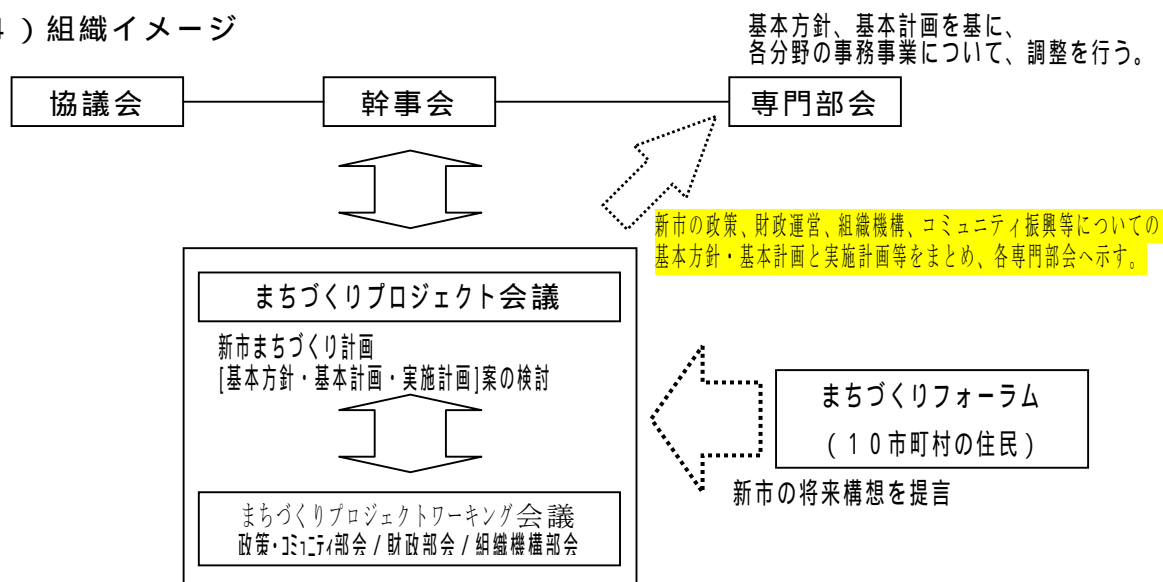
(2) まちづくりプロジェクトワーキング会議

- ①構成 企画、財政、総務、自治振興担当係長等
- ②業務
 - ・任意合併協議会プロジェクトチームの活動成果を基に、（事務一元化協議前に）主要事業、財政計画、組織機構、コミュニティ政策等の基本的方向を示す。
 - ・基本方針及び基本計画、実施計画の素案策定を行う。
 - ・作業部会として、「政策・コミュニティ部会」、「財政部会」、「組織機構部会」を設置する。
- ③成果 新市まちづくり計画（素案）

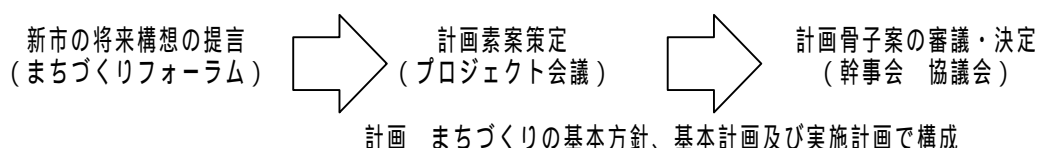
(3) まちづくりフォーラム

- ①構成 各市町村から5名以内ずつ選出された、住民代表（50名以内）
- ②業務 協議会に対して、新市のまちづくりの「将来構想」等について提言を行う。
- ③成果 「新市将来構想」提言

(4) 組織イメージ



(5) 新市まちづくり計画策定手順



報告事項

(1) 合併重点支援地域の指定について

(1) 合併重点支援地域の指定

① 合併重点支援地域の指定

ア 平成14年10月18日指定

イ 鹿児島県市町村合併支援本部を活用した支援策の実施

ウ 支援本部の取組方針を踏まえた地域における取組に対する具体的支援・助言等を行う地域支援本部が、10月30日川内総務事務所内に設置された。

② 合併重点支援地域についての支援策

ア 国の支援

(ア) 合併準備経費に対する特別交付税措置

協議会設置年度を含め5ヶ年度間に限り、合併準備のために生じる各種財政需要額として総務大臣が調査した額の1/2について特別交付税措置。

(イ) 合併移行経費に対する特別交付税措置

合併関係市町村が速やかな一体性の確立を図るため、合併前に要する電算システム統一等の経費として総務大臣が調査した額の1/2について特別交付税措置。

(ウ) 合併特例事業による財政支援

合併に関する複数の市町村が連絡調整して一体的に実施する公共施設の整備のために行われる地方単独事業について90%を地方債充当、元利償還金の50%を普通交付税措置。

(エ) 支援プランに掲げた事業の優先採択・重点投資 など

イ 県の支援

(ア) 合併協議会運営への財政支援（合併協議会運営費等補助事業）

法定又は任意の合併協議会の運営費等の一部について助成（補助限度額：3年間で1市町村あたり上限250万円、補助率1/4以内）。

(イ) 支援プランに掲げた事業の優先採択・重点投資 など

③ 指定状況

ア 全国 40府県172地域（766市町村）平成14年10月11日現在

イ 県内 7地域（33市町村）

* 指宿、南薩中央、屋久島、種子島、日置、薩摩東部、及び川西薩地区

鹿児島県市町村合併支援本部・地域合併支援本部の概要

1 目的

県内各地域の自主的な市町村合併に向けた取組を庁内各部・各課、関係機関が一体となって支援・推進するため、庁内に「鹿児島県市町村合併支援本部」（以下「支援本部」という。）を設置するとともに、地域の状況に応じ、支援本部の下に各支庁・総務事務所の所管区域ごとに「鹿児島県市町村合併地域支援本部」（以下「地域合併支援本部」という。）を設置する。

2 所掌事項

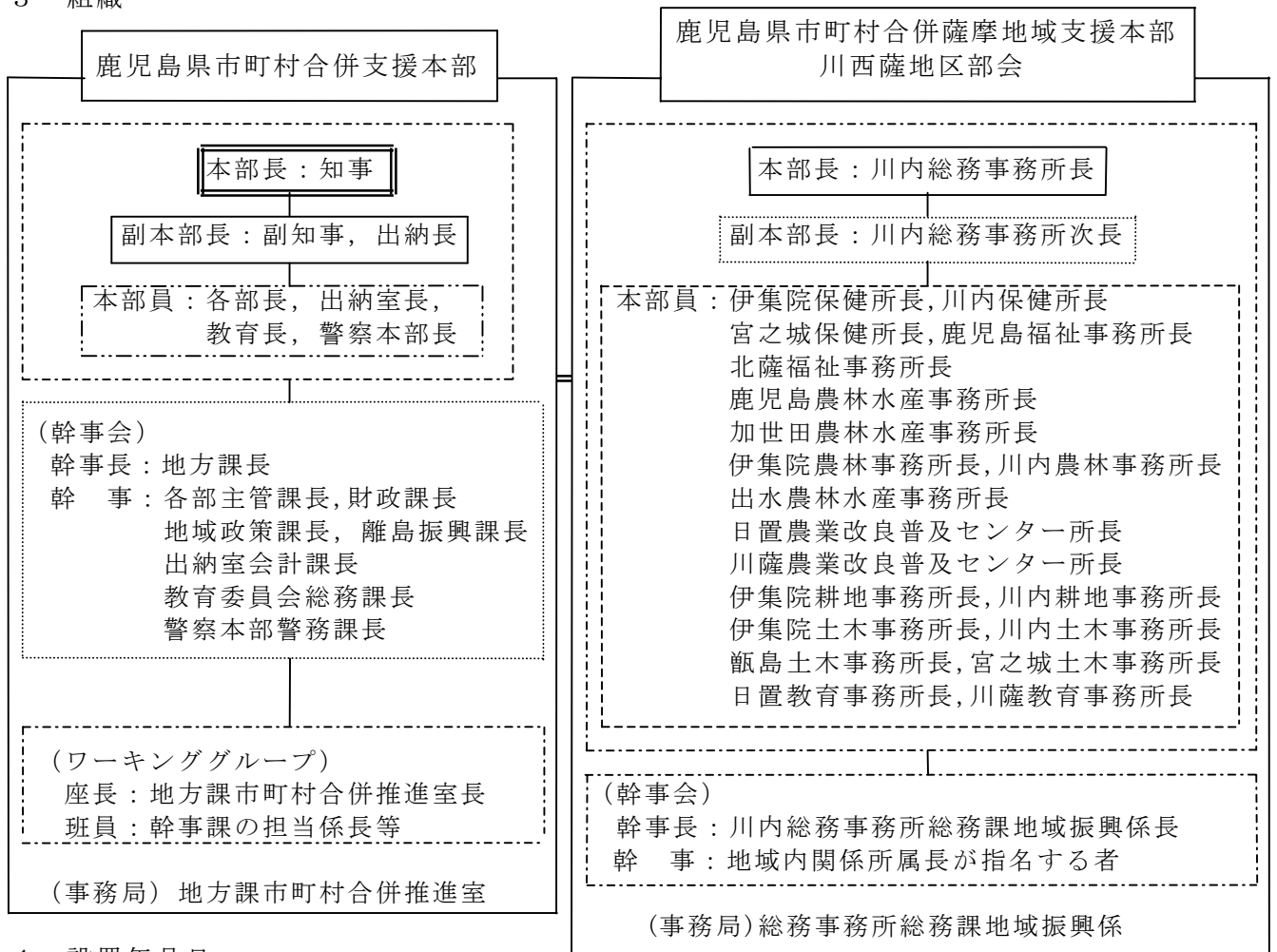
(1) 支援本部

- ①鹿児島県市町村合併推進要綱等に基づく市町村合併推進のための施策の総合調整
- ②県の取組方針等の協議・決定
- ③市町村や合併協議会等に対する情報提供や支援・助言の実施
- ④合併重点支援地域の指定及び指定地域に対する支援策の決定・支援の実施等
- ⑤その他、市町村合併の推進に必要な事項の連絡・調整等

(2) 地域支援本部

支援本部の取組方針等を踏まえた地域における取組に対する具体的な支援・助言等の実施

3 組織



4 設置年月日

- (1) 支援本部 平成13年 5月29日
- (2) 薩摩地域合併支援本部 平成14年10月30日

(2) 事務の進捗状況について

項目	進捗状況
協議会だより	10月7日開催された設立総会及び第1回協議会の内容を協議会だよりとして発行。10月31日に各市町村へ発送。
ホームページ	10月8日に業務委託を締結し、ホームページの構成、内容等について協議を重ね、各市町村にも掲載情報の提供を依頼し、11月7日から公開。 ホームページアドレス http://www.senseisatu-gappei.kagosima.jp
議事録作成	11月上旬、各市町村に2部発送予定。
合併講演会	12月15日(日) 13:30～ 会場シーサイドガーデンさのさ(串木野市)において開催予定。 講師は、兵庫県篠山市まちづくり推進課長 森本 繁 氏
事務事業一元化関係 (調整第1班・第2班)	<ol style="list-style-type: none"> (1) 10月10日から18日にかけて、調整第1班及び第2班の班員が、3班に分かれて先進地視察(6協議会)を実施。 (2) 10月10日、合併担当者を対象に、事務事業一覧表(標準大分類で977件)の点検・入力説明会を実施。 (3) 10月11日から18日にかけて、各市町村において事務事業一覧表の入力作業を実施。 (4) 事務事業一覧表(点検後1,973件)を受けて、9専門部会及び45分科会を確定。 (5) 11月1日・5日に各専門部会を開催し、事務事業現況調査(個表)の入力方法について説明。 (6) 11月7日から下旬にかけて、各市町村において事務事業現況調査(個表)の入力を実施。 (7) 10月8日・17日に電算情報部会を開催し、電算システム現況調査の実施方法等について協議。
新市まちづくり計画 策定準備 (計画班)	<ol style="list-style-type: none"> (1) 調査研究プロジェクトチームを設け、政策研究等の作業に着手した。 <ol style="list-style-type: none"> ①新市まちづくり事業チーム 10月11日・22日会議開催 ②財政計画チーム 10月15日・25日会議開催 ③コミュニティ政策チーム 10月16日・30日会議開催 ④組織機構チーム 10月31日・11月6日会議開催 (2)新市将来構想アンケート調査 アンケート調査項目の検討作業着手。11月中に発送予定。

(3) 川西薩地区任意合併協議会市町村長調整会規程について

川西薩地区任意合併協議会市町村長調整会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、川西薩地区任意合併協議会（以下「協議会」という。）規約第8条第2項の規定に基づき、市町村長調整会の運営その他必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 市町村長調整会は、協議会の会長が協議会の会議に付議する事項のうち必要と認める事項その他の事項について、協議及び調整を行うものとする。

(組織)

第3条 市町村長調整会は、市町村長をもって組織する。

2 市町村長調整会に会長及び副会長を置く。

3 会長及び副会長は、市町村長の互選により選出する。

4 会長は、市町村長調整会を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第4条 市町村長調整会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要に応じ招集する。

2 会長は、会議の議長を努める。

(関係職員等の出席)

第5条 市町村長調整会は、必要があるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第6条 市町村長調整会の庶務は、事務局において処理する。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成14年10月7日から施行する。

(4) 川西薩地区任意合併協議会幹事会規程について

川西薩地区任意合併協議会幹事会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、川西薩地区任意合併協議会規約第9条第3項の規定に基づき、川西薩地区任意合併協議会幹事会（以下「幹事会」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 幹事会は、川西薩地区任意合併協議会会長（以下「会長」という。）の指示を受け、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 川西薩地区任意合併協議会（以下「協議会」という。）への提案事項に関すること。
- (2) 協議会専門部会の活動の進行管理等に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、協議会の運営全般に関し必要な事項

(組織)

第3条 幹事会は、幹事31名をもって組織する。

- 2 幹事は、関係市町村の助役（川内市にあっては総務部の事務を所管する助役を、助役が欠けた場合は関係市町村の職員のうち当該首長が指名したもの1名をいう。）並びに川西薩地区任意合併協議会規約第9条第2項の規定により定める協議会の専門部会の部会長及び関係市町村の合併担当部課長をもって充てる。
- 3 幹事会のオブザーバーとして、別表の職にある者をもって充てることができる。
- 4 協議会への提案事項について調査研究させるため、幹事会にプロジェクトチームを置くことができる。
- 5 プロジェクトチームの組織その他の事項については、幹事長が別に定める。

(役員)

第4条 幹事会に次の役員を置く。

- (1) 幹事長 1名
- (2) 副幹事長 1名

2 幹事長及び副幹事長は、幹事の互選により選出する。

(会議)

第5条 幹事会は、必要に応じて幹事長が招集する。

2 会議開催日及び開催時間は、原則として、以下のとおりとする。

- (1) 開催日 毎月第1木曜日
- (2) 会議時間 午後1時30分から

(会議の運営)

第6条 幹事長は、幹事会を主宰し、会議の議長を務める。

- 2 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 会議は、原則として公開する。ただし、会議を公開することにより、公正かつ円滑な運営に著しい支障が生ずると認められる場合は、会議を公開しないことができる。

(関係職員等の出席)

第7条 幹事長は、必要に応じて関係職員等の出席を求めることができる。

(報告)

第8条 幹事長は、幹事会の協議経過及び結果について会長に報告するものとする。

(庶務)

第9条 幹事会の庶務は、協議会の事務局において処理する。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成14年10月7日から施行する。

別表 (第3条関係)

県総務部地方課市町村合併推進室主幹及び県川内総務事務所次長

第4条関係

役員名	職名	氏名
幹事長	川内市助役	岩切 秀雄
副幹事長	串木野市助役	上醉尾 巧

(5) 川西薩地区任意合併協議会専門部会規程について

川西薩地区任意合併協議会専門部会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、川西薩地区任意合併協議会規約（以下「規約」という。）第9条第3項の規定に基づき、川西薩地区任意合併協議会専門部会（以下「専門部会」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 専門部会は、川西薩地区任意合併協議会幹事会幹事長（以下「幹事長」という。）の依頼を受け、規約第2条各号に掲げる事項について、専門的に協議又は調整を行うものとする。

(組織)

第3条 専門部会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

(役員)

第4条 専門部会に次の役員を置く。

- (1) 部会長 1名
- (2) 副部会長 1名

2 役員は、川西薩地区任意合併協議会会長及び副会長が構成市町村長と協議して定める。

(会議)

第5条 会議は、部会長が招集する。

- 2 部会長は、会議の議長を務める。
- 3 部会長は、必要に応じて関係職員等の出席を要請することができる。
- 4 専門部会は、必要に応じて関係する他の専門部会と合同会議を開催することができる。

(会議の運営)

第6条 部会長は、専門部会を代表し、会務を総理する。

- 2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(分科会)

第7条 専門部会に、必要に応じて分科会を設置することができる。

(報告)

第8条 部会長は、専門部会の協議経過及び結果について、随時幹事長に報告するものとする。

(庶務)

第9条 専門部会の庶務は、部会長の属する市町村において処理する。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成14年10月7日から施行する。

(6) 川西薩地区任意合併協議会分科会規程について

川西薩地区任意合併協議会分科会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、川西薩地区任意合併協議会専門部会規程第7条の規定に基づき、川西薩地区任意合併協議会分科会（以下「分科会」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 分科会は、川西薩地区任意合併協議会専門部会部会長（以下「部会長」という。）の依頼を受け、川西薩地区任意合併協議会規約第2条第1項第1号に掲げる事項について、専門的に協議又は調整を行うものとする。

(組織)

第3条 分科会は、関係市町村の主管担当者をもって組織する。

(役員)

第4条 分科会に次の役員を置く。

- (1) 分科会長 1名
- (2) 副分科会長 1名

2 役員は、部会長が指名する。

(会議)

第5条 会議は、分科会長が招集する。

2 分科会長は、会議の議長を務める。

3 分科会長は、必要に応じて関係職員等の出席を要請することができる。

4 分科会は、必要に応じて関係する他の分科会と合同会議を開催することができる。

(会議の運営)

第6条 分科会長は、分科会を代表し、会務を総理する。

2 副分科会長は、分科会長を補佐し、分科会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(報告)

第7条 分科会長は、分科会の協議経過及び結果について、随時部会長に報告するものとする。

(庶務)

第8条 分科会の庶務は、分科会長の属する市町村において処理する。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成14年10月7日から施行する。

専 門 部 会 ・ 分 科 会 一 覧 表

平成 14 年 10 月 18 日現在

番号	部会名	分科会名	事務事業数	担当市町	備考
1	総 務	1 事務管理	16	串木野市	
		2 人事厚生	62		
		3 文書法制・選挙・庁舎管理	34		
		4 消防防災	130		
		5 税務	69		
2	企 画 財 政	1 企画・男女共同参画	64	川内市	
		2 土地開発	26		
		3 国際交流	20		
		4 広報	7		
		5 自治振興	13		
		6 財政	37		
		7 会計	24		
		8 管財	18		
		9 契約	6		
3	産 業 経 済	1 農林畜産	206	東郷町	
		2 農業委員会	8		
		3 農業土木	51		
		4 水産	30		
		5 商工業・運輸	40		
		6 企業誘致・港振興	17		
		7 観光イベント	16		
		8 宿泊施設	35		
4	住民健康福祉	1 住民	44	串木野市	
		2 健康管理	94		
		3 福祉	207		
		4 国保介護	67		
		5 環境	78		
5	建 設	1 土木	44	川内市	
		2 用地	4		
		3 都市計画	47		
		4 建築住宅	24		
		5 区画整理	14		
6	上 下 水 道	1 水道・温泉管理	73	串木野市	
		2 水道工務	18		
		3 下水道管理	30		
		4 下水道工務	4		
7	教 育	1 教育総務・給食	28	入来町	
		2 学校教育	66		
		3 社会教育	84		
		4 文化振興	12		
		5 スポーツ振興	18		
		6 教育振興施設	29		
8	電 算 情 報	1 電算情報	16	川内市	
9	議 会 ・ 監 査	1 議会事務局	37	樋脇町	
		2 監査	6		
9 部会		45 分科会		1,973	5 市町

* 各市町担当専門部会・分科会数

川内市	15 分科会
串木野市	14 分科会
樋脇町	2 分科会
入来町	6 分科会
東郷町	8 分科会

(7) 川西薩地区任意合併協議会事務局規程について

川西薩地区任意合併協議会事務局規程

(趣旨)

第1条 川西薩地区任意合併協議会規約第10条第4項の規定に基づき、川西薩地区任意合併協議会（以下「協議会」という。）の事務局について、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関すること。
- (2) 協議会の協議資料の作成に関すること。
- (3) 協議会の広報・広聴に関すること
- (4) 協議会の庶務に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項

(組織及び事務分掌)

第3条 前条各号に掲げる事務を処理するため、事務局に総務広報班、調整第1班、調整第2班及び計画班を置く。

2 前項に規定する班の事務分掌は、別表1のとおりとする。

(職員)

第4条 事務局に事務局長、事務局次長、班長その他必要な職員を置く。

2 事務局長は、協議会の会長が任命する。

(職員の職務)

第5条 事務局長は、協議会の会長の命を受け、事務局の事務を統括し、事務局職員を指揮監督する。

2 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局内の連絡調整をするとともに、事務局長に事故があるとき、又は事務局長が欠けたときは、事務局次長が事務局長の職務を代理する。

3 班長は、班相互間の連絡・調整及び班に属する職員の指揮監督を行う。

4 その他の職員は、上司の命を受け事務に従事する。

(決裁事項)

第6条 会長が決裁する事項は次のとおりとする。

- (1) 協議会の運営に関する基本方針の決定
- (2) 協議会に提案する議案の決定
- (3) 協議会の予算及び決算
- (4) 規程等の制定改廃
- (5) 前各号に掲げるもののほか、会長が特に重要と判断する事項

(専決事項)

第7条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と

認められる事項については、この限りではない。

- (1) 物品の購入その他契約の締結に関すること。
- (2) 物品及び現金の出納に関すること。
- (3) 職員の休暇、時間外勤務命令並びに出張命令に関すること。
- (4) 関係市町村の連絡調整
- (5) 実務上の調査並びに照会及び回答に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、軽易な事項に関すること。

(代決)

第8条 会長が決裁する事項について、会長が不在のときは、副会長のうちあらかじめ会長が指名したものが代決することができる。

2 事務局長の専決する事項について、事務局長不在のときは、事務局次長が代決することができる。

(文書の取扱い)

第9条 事務局における事案を処理する場合の起案は、起案用紙（別記様式）を用いて行うものとする。

2 文書の收受、配布、処理編集、保存その他文書に関し必要な事項は、協議会の会長の属する市町村の公文書の取扱い規程の例による。

(公印の取扱い)

第10条 協議会の公印の名称、規格、型、書体、個数、使用区分及び管守者は別表2のとおりとする。

2 協議会の公印の保管、取扱い等については協議会の会長の属する公印規則の例による。

(職員の服務等)

第11条 事務局の職員の服務及び勤務時間・勤務条件については、それぞれ職員の派遣等を行う市町村の例による。

(給与等)

第12条 職員の給与については、それぞれ派遣する市町村の負担とする。

2 職員の旅費については、協議会の会長の属する市町村の例により協議会が支給する。

(委任)

第13条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、平成14年10月7日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

区 分	分 掌 事 務	
各班に共通する 事 務	1	基本協議項目に関すること。
	2	専門部会との連絡調整に関すること。
総務広報班	1	庶務及び会計に関すること。
	2	協議会の会議に関すること。
	3	協議会の広報・広聴に関すること。
	4	国・県との連絡調整に関すること。
	5	合併に係わる資料の編纂に関すること。
	6	その他、他の班に属さないこと。
調整第 1 班 調整第 2 班	1	事務事業の一元化に関すること。
	2	各種事務事業の調整に関すること。
計 画 班	1	新市将来構想及び新市まちづくり計画に関すること。
	2	財政計画に関すること。
	3	県事業との調整に関すること。

別表 2 (第 1 0 条関係)

名称	規 格 (ミリメー トル)	型	書体	個数	使用区分	管守者
川西薩地区 任意合併協 議会会長印	方 24	会 併 区 川 長 協 任 西 之 議 意 薩 印 会 合 地	れい書	1	川西薩地区任意合 併協議会会長名を もって発する公文 書用	事務局長
川西薩地区 任意合併協 議会事務局 長印	方 21	長 議 任 川 会 意 西 之 事 合 薩 務 併 地 印 局 協 区	れい書	1	川西薩地区任意合 併協議会事務局長 名をもつて発する 公文書用	事務局長

別記様式（第9条関係）

起 案 用 紙

決裁 区分	会 長	事務局長	保存 期間	永年	10年	5年	3年	1年	ファイル名			
起 案	年 月 日			文書の種類		取 扱 種 別					公印承認	
決 裁	年 月 日			発 送 文 書	局 内 文 書	秘	重 要	至 急	例 規	議 案		
施 行	年 月 日											
文書記号番号	〇〇〇第 号											
あて先					発信者名							
件 名 _____ _____												
このことについて、 別紙裏面 のとおり _____ してよろしいでしょうか。 します。									所 管 内線 () 班			
会 長	副会長	副会長	副会長	事 務 局 長	事務局 次 長	事務局 次 長	班 長	担 当	起案者			
合 議 先												
意 見 _____ _____ _____												

(8) 川西薩地区任意合併協議会委員等の報酬及び費用弁償等に関する規程について

川西薩地区任意合併協議会委員等の報酬及び費用弁償等に関する規程

(趣旨)

第1条 川西薩地区任意合併協議会規約第13条の規定に基づき、川西薩地区任意合併協議会（以下「協議会」という。）の会長及び委員及び監査委員（以下「協議会委員等」）の報酬及び費用弁償の額、支給方法について、必要な事項を定めるものとする。

(報酬の額)

第2条 協議会委員等の報酬は、日額2,500円とする。ただし、地方公共団体の特別職、一般職及び市町村議会議員については、これを支給しない。

(報酬の支給方法)

第3条 報酬は、会議に出席した日数に応じ、その月分を翌月10日までに支給する。ただし、当該支給日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）に当たるときは、その日前において、その日に最も近い日曜日、土曜日又は祝日法による休日でない日に支給する。

2 報酬は、協議会委員等の申出により、口座振替の方法により支払うことができる。

(費用弁償の額)

第4条 協議会委員等が、会議等に出席したとき及び協議会の職務を行うために出張したときは、会長の属する市町村の職員等の旅費に関する条例に定める旅費を費用弁償として支給する。ただし、地方公共団体の特別職、一般職及び市町村議会議員については、これを支給しない。

2 費用弁償は、協議会委員等の申出により、口座振替の方法により支払うことができる。

(その他)

第5条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成14年10月7日から施行する。

(9) 川西薩地区任意合併協議会財務規程について

川西薩地区任意合併協議会財務規程

(趣旨)

第1条 この規程は、川西薩地区任意合併協議会規約第13条の規定に基づき、川西薩地区任意合併協議会（以下「協議会」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(歳入歳出予算)

第2条 協議会の歳入歳出予算は、負担金及び繰越金その他の収入を歳入とし、協議会の事務の管理及び執行に要するすべての経費をその歳出とする。

(歳入歳出予算の調製等)

第3条 協議会の会長は、毎会計年度歳入歳出予算を調製し、協議会の会議を経なければならない。

2 会長は、前項の規定により、予算が協議会の承認を得たときは、当該予算書の写しを速やかに川内市、串木野市、樋脇町、入来町、東郷町、祁答院町、里村、上甑村、下甑村及び鹿島村の長に送付しなければならない。

3 協議会の会計年度は、地方公共団体の会計年度による。

(予算の補正)

第4条 協議会は、協議会に係る既定予算の補正の必要が生じたときには、協議会の会長は補正予算を調製し、速やかに協議会の会議を経なければならない。

2 前項の規定により、補正予算が協議会の承認を得たときは、前条第2項の規定を準用する。

(予算区分)

第5条 歳入予算の款、項及び目の区分は、別表1のとおりとする。

2 歳出予算の款、項及び目の区分は、別表2のとおりとする。

3 当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表に定める以外の項を定めることができる。

(出納及び現金の保管)

第6条 協議会の出納は、会長が行う。

2 協議会に属する現金は、金融機関に預金する等確実な方法によって保管しなければならない。

(協議会出納員)

第7条 会長は、協議会の事務局職員のうちから協議会出納員を命ずることができる。

2 協議会出納員は、会長の命を受けて協議会の出納その他の会計事務を処理する。

3 会長は、その事務の一部を協議会出納員に委任することができる。

(予算の流用及び予備費の充用)

第8条 歳出予算の流用及び予備費の充用は、協議会の会長が属する市町村の例により行うものとする。

2 会長は、前項の規定により歳出予算の流用又は予備費の充用をしたときは、当該年度の末日までに協議会に報告しなければならない。

(決算等)

第9条 会長は、毎会計年度終了後、協議会の決算を調製し、監査委員の監査に付した後、協議会の承認を得なければならない。

(収入及び支出の手続)

第10条 協議会の予算に係る収入及び支出の手続は、協議会の会長が属する市町村の例により行うものとする。

2 協議会の出納員は、次の文書を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算差引簿

(2) 前号に掲げるもののほか、必要な文書

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成14年10月7日から施行する。

別表1 (第5条関係)

歳入予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 負担金	1 負担金	1 負担金
2 繰越金	1 繰越金	1 繰越金
3 諸収入	1 諸収入	1 預金利子
		2 雑入

別表2 (第5条関係)

歳出予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 運営費	1 会議運営費	1 協議会会議費
		2 幹事会会議費
	2 事務局費	1 事務局運営費
2 事業費	1 まちづくり計画費	1 まちづくり計画策定事業費
	2 事務事業調整費	1 事務事業調整事業費
	3 広報広聴費	1 広報広聴事業費
3 予備費	1 予備費	1 予備費

(1 0) 川西薩地区任意合併協議会会議録等閲覧に関する要綱について

川西薩地区任意合併協議会会議録等閲覧に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川西薩地区任意合併協議会会議運営規程第8条第3項の規定に基づき、川西薩地区任意合併協議会（以下「協議会」という。）の会議の会議録及び会議に提出された文書（以下「会議録等」という。）の閲覧に関し、必要な事項を定めるものとする。

(閲覧の請求)

第2条 何人も、会議録等の閲覧を請求することができる。

(閲覧に供する会議録等)

第3条 閲覧に供する会議録等は、当該文書の写しとする。ただし、会議に提出された文書については、この限りでない。

2 個人に関する事項、会議の公平な運営に著しい支障を及ぼすおそれがある事項その他の閲覧に供することが適当でないと認められる事項を記載した会議録等の全部又は一部については、閲覧に供しないことができるものとする。

(閲覧の申出)

第4条 閲覧の請求は、会議録等閲覧申出書（別記様式）に必要な事項を記載して提出することにより行うものとする。

(閲覧の場所及び時間)

第5条 閲覧に供する場所は、協議会の関係市町村又は事務局の所定の場所とし、その時間は、当該市町村又は事務局の執務時間内とする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年10月7日から施行する。

会 議 録 等 閲 覧 申 出 書

平成 年 月 日

川西薩地区任意合併協議会

会長 殿

申請者 住 所

氏 名

連絡先

川西薩地区任意合併協議会会議録等の閲覧をしたいので、下記のとおり申し出いたします。なお、閲覧に際しては、閲覧要綱に規定された事項を遵守いたします。

記

- 1 閲覧希望日時 平成 年 月 日
午前・午後 時 分 ～ 時 分
- 2 閲覧希望文書 (1) 第 回協議会
(2) ア 協議会の会議録
イ 協議会に提出された文書
- 3 閲覧の目的

任意協議会の開催日程

会議名	日程	会場	出席者
第2回幹事会	11月11日(月) 午後1時30分～	串木野市 (老人福祉センター)	①幹事・・・ 助役、各専門部会長、各合併担当部課長 県オブザーバー
第3回協議会	11月18日(月) 午後1時30分～	川内市 (おおとり荘)	委員・・・ 首長、助役、議長、議員、 県顧問 関係職員・・・ 各専門部会長、各合併担当部課長ほか
“(予備)”	11月22日(金) 午後1時30分～	川内市 (おおとり荘)	上記と同じ
第3回幹事会	12月19日(木) 午後1時30分～	川内市 (市庁舎6F大会議室)	上記①と同じ
第4回協議会	12月25日(水) 午後1時30分～	川内市 (太陽パレス)	上記と同じ

(参考) 法定協議会の開催日程(案)

会議名	日程	会場	出席者
第1回幹事会	1月9日(木) 午後1時30分～	川内市 (市庁舎6F大会議室)	①幹事・・・ 助役、各専門部会長、各合併担当部課長 県オブザーバー
第1回協議会	1月14日(火) 午後1時30分～	串木野市 (ｼﾞｻｲﾄﾞｶﾞｰﾃﾞﾝさのさ)	委員・・・ 首長、助役、議長、議員、 学識経験者、県顧問 関係職員・・・ 各専門部会長、各合併担当部課長ほか
“(予備)”	1月16日(木) 午後1時30分～	串木野市 (ｼﾞｻｲﾄﾞｶﾞｰﾃﾞﾝさのさ)	上記と同じ
第2回幹事会	2月6日(木) 午後1時30分～	川内市 (市民会館第1会議室)	上記①と同じ
第2回協議会	2月13日(木) 午後1時30分～	川内市 (太陽パレス)	上記と同じ
“(予備)”	2月19日(水) 午後1時30分～	川内市 (太陽パレス)	上記と同じ
第3回幹事会	2月27日(木) 午後1時30分～	川内市 (市庁舎6F大会議室)	上記①と同じ
第3回協議会	3月27日(木) 午後1時30分～	串木野市 (ｼﾞｻｲﾄﾞｶﾞｰﾃﾞﾝさのさ)	上記と同じ
“(予備)”	3月28日(金) 午後1時30分～	串木野市 (ｼﾞｻｲﾄﾞｶﾞｰﾃﾞﾝさのさ)	上記と同じ